

8新食第687号

令和8年7月3日

日本農林規格調査会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

日本農林規格の制定、改正及び確認について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、下記2から7に掲げる日本農林規格については改正及び確認を行う必要があることから、同法第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 アーモンドミルクの日本農林規格

【改正】

- 2 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格（平成31年3月29日 農林水産省告示第594号）
- 3 有機藻類の日本農林規格（令和3年12月7日 農林水産省告示第2074号）
- 4 錦鯉一用語の日本農林規格（令和4年2月24日 農林水産省告示第444号）

【確認】

- 5 大豆ミート食品類の日本農林規格（令和4年2月24日 農林水産省告示第443号）
- 6 そしゃく配慮食品の日本農林規格（平成28年8月17日 農林水産省告示第1568号）
- 7 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格（令和4年2月24日 農林水産省告示第445号）